

志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金交付要領
(志布志港冷凍・冷蔵用コンテナ調達支援助成金)

(目的)

第1条 この要領は、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル（以下「国際コンテナターミナル」という。）の利用促進を図ることを目的に、志布志港外貿コンテナ定期航路において輸出を行う運航船社等に対し、他港から志布志港への冷凍・冷蔵用の空コンテナの回送費の一部を予算の範囲内で助成することで、志布志港におけるコンテナ取扱貨物の増量を図り、もって志布志港の利用促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該号に定めるところによる。

- (1) 運航船社等 「運航船社」、「フォワーダー」のことをいう。
- (2) 運航船社 志布志港と外国諸港湾との間において、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する貨物定期航路事業を行う者をいう。
- (3) フォワーダー 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項で規定する貨物運送事業を行う者や、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第3条第1項に規定する一般港湾運送事業を行う者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす運航船社とする。

- (1) 日本国内に事業所を有しているもの。
- (2) 当該年の1月1日から12月31日の期間内に、国際コンテナターミナルを利用し輸出を行うために、他港から志布志港へ冷凍・冷蔵用の空コンテナの回送をしたもの。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、冷凍・冷蔵用の空コンテナ1本につき2万円とする。ただし、一運航船社に対する年間助成金の限度額は48万円とする。

(事業計画書の提出)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象予定者は、令和6年の10月31日までに志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金事業計画書（志布志港冷凍・冷蔵用コンテナ調達支援助成金）（様式第1号）を提出しなければならない。

2 定款及び法人の登記事項証明書（初めて申請する者のみ）

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、令和7年1月4日から令和7年1

月31日の期間中に、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金交付申請書（志布志港冷凍・冷蔵用コンテナ調達支援助成金）（様式第2号）を、他港から志布志港へ冷凍・冷蔵用の空コンテナを回送したと確認ができる書類、船荷証券（B/L）の写しを添えて提出しなければならない。

2 他港から志布志港へ冷凍・冷蔵用の空コンテナを回送したと確認ができる書類（船舶代理店、もしくは申請者の署名を行うこと。）

3 船荷証券（B/L）の写しは、次の各号が明確に記載されているかを確認の上、提出するものとする。

- (1) 志布志港を利用しての輸出が確認できること。なお、他港利用の船荷証券（B/L）発効後、何らかの事由により志布志港を利用しての輸出となり、船荷証券（B/L）では志布志港の利用が確認できない場合は、その船荷証券（B/L）に係るARRIVAL NOTICE（アライバル・ノーティス）等を添付すること。
- (2) コンテナの種類（冷凍・冷蔵用コンテナ）が確認できること。

（助成金の交付決定及び交付確定）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で助成金の交付の決定及び交付金額の確定を行い、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により、助成対象者にその旨を通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、助成対象者等に対し、助成対象事業の成果等について説明を求め、又は調査をすることができるものとする。

（助成金の請求及び交付）

第8条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、速やかに志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業助成金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（決定の取り消し等）

第9条 市長は、助成事業者、又は既に助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した助成金の全部、若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要領に違反する行為があったとき。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。